

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和8年7月10日

上越市監査委員 大 原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 宮 崎 朋 子

記

- | | |
|---------------|--|
| 1 監 査 の 種 類 | 定期監査 |
| 2 監 査 の 対 象 | 板倉区総務・地域振興グループ、教育・文化グループ |
| 3 監 査 の 着 眼 点 | 使用料等の収入事務は適正か。
委託料等の契約事務等は適正か。
前回監査の指摘事項に対する措置状況は適正か。 |
| 4 監査の実施内容 | 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。 |
| 5 監査の実施場所 | 監査委員事務局 |
| 6 監 査 の 日 程 | 令和8年5月1日～6月26日 |
| 7 監 査 の 結 果 | 調査の範囲内において概ね適正に執行されていたが、次の事項について、改善の必要があると認められた。
(1) 指摘事項 なし
(2) 注意事項 8件
① 契約事務に関すること 3件
② 検収事務に関すること 2件
③ 備品管理に関すること 1件
④ 契約・検収事務に関すること 1件
⑤ 契約事務及び文書管理に関すること 1件
(3) 要望事項 1件
・消防車両の点検や管理方法について |